

日本共産党議員団の平 あや子です。通告に従い一問一答方式で質問します。はじめに、障がい者雇用の水増し問題についてお聞きします。

政府は8月28日、障がい者雇用促進法にもとづく雇用率制度で、中央省庁が対象障がい者の雇用数を3,460人水増ししていたと発表しました。

昨年、障がい者雇用者数を約6,900人としていたのに、実際は3400人と半数にも届いていませんでした。国の省庁の大半が人数を偽っており、「水増し」というレベルをはるかに超えた、でたらめという他ない実態です。障がい者雇用率制度は、障がい者雇用促進法第3条にある「障がい者である労働者は、経済社会を構成する一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられる」ため、国や地方自治体には、民間企業を上回る割合の障がい者を雇用することを義務づけています。今回の水増し問題は、障がい者を含む国民の働く権利を保障するための法制度をめぐって、国の大半の機関が法に反して障がい者の働く権利を侵害していた重大問題です。そこでお聞きします。

・国の省庁による、障がい者雇用の水増し問題に対する市の見解を伺います。

本市も9人が算定対象からはずれたことにより、教育委員会を除く部局の障がい者雇用率は2.30パーセントとなり法定雇用率の2.50パーセントを下回りました。障がい者雇用の水増し問題に対する怒りの声が多く国民から上がっていますが、本市においても9月4日付けの地元紙で、当事者である市民の方から投書がありました。そこでは、「障がい者は就職先を見つけるのに相当な苦勞をする。やっと就職しても民間企業は有期雇用が多く安定しない。」とし、「問題の背景には、『障がい者を雇用したくない』との本心が見え隠れしているように思う。障がい者雇用に対する、抜本的な意識改革が急務かつ重要だ。」との指摘がありました。本市においても障がい者の雇用率を上げる取り組みに本腰を入れるべきではないでしょうか。そこで伺います。

・法律で定められた雇用率はいつまでに達成させるつもりか伺うと同時に、この雇用率は下限の数値であることから、本市としてこれを上回る目標を設定すべきと考えますが、どうでしょうか。

同じ9月4日付けの地元紙には、かつて企業で障がい者雇用を担当していたという方からも投書があり、「健常者でも障がい者でも人の能力は多様だ。長所も

あれば短所もあり、得手不得手がある。多様な能力が混じり合う中で、社会は強くなっていくと思う。」との意見が寄せられています。本市においても多様な能力をもった職員が活躍できるよう、障がい者の雇用率を引き上げる取り組みを強く要望します。

次に、2018年水道法一部改正法案と水道の問題についてお聞きします。

現行の水道法第1条は、「この法律は、・・・水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」としています。これは、憲法第25条に定める生存権保障に基づき、公衆衛生の維持向上についての国の責任を定めたものです。

一方、今回の水道法改正案では、「この法律は、・・・水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り」として、水道の計画的整備、水道事業の保護育成が「基盤強化」に置き換えられています。まず、確認のためお聞きしますが、

・水道法一部改正法案が通った場合においても、水道事業において憲法25条第2項にもとづく国の責務に、いささかの変更もないと考えますが、市の認識を伺います。

水道は1月の大寒波による水道凍結、断水で思い知らされたように、市民の日常生活に直結し、その命と健康を守るために欠くことのできないものです。現行の水道法第2条は、水が貴重な資源であり、国や地方公共団体は、水源、水道施設やその周辺の清潔を保持し、また、水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならないと定めています。この考え方は改正案でも変わりありません。

水道事業の現状と課題については、人口減少と料金収入減 施設の老朽化・更新、民間委託推進、定数削減などによる職員不足と人材育成、技術技能の継承などが挙げられ、いわゆる、「ヒト」「モノ」「カネ」の面で危機的状況にあります。今回の改正法案は、水道の基盤を強化するとして、広域連携と官民連携を政府主導で押し進めるものとなっています。

ヒトの問題では、「広域連携をすることで、スケールメリットを活かして人材確保」するとしていますが、既に各水道事業体では限界まで人員を削減しているなかで、圏域内の連携を行える体制ではないと考えられます。現実的な広域連携のためには、新潟市のような圏域内の中核を担うべき水道事業体には、周辺事業

体への連携支援が可能となるような人員体制と人材育成が求められると思います。

改正法案では、「官民連携」も強調されていますが、官民連携、民間資本主導での PPP/PFI などの事業運営では、料金設定は総括原価方式であることから、運営会社の株主配当、法人税等まで水道料金に上乗せになります。これは水道法で定められている「清浄にして豊富低廉な水の供給」の「低廉」つまり値段が安いことと矛盾してきます。

水道事業の現状と課題が生じた背景には、縮小経済に入っても過大な水需要予測と政策的誘導による公共投資拡大で施設拡大を推進してきたことがあります。「官から民へ」「行財政改革」「規制緩和」などが進められた結果、人員不足、技術継承の喪失という状況が生まれました。国は水道事業を保護・育成し「技術的財政的支援」を十分に行ってこなかったにもかかわらず、今回の改正法案では、これらの点について何も反省・総括がされていません。

ではどうやって住民のための水道としての基盤強化をしていくのか。私は、憲法 25 条の生存権保障の立場から、国への技術的財政的支援を求めていくべきであると考えます。新潟市の平成 29 年度決算における水道事業の施設の整備・更新に使う建設改良費は 90 億 3495 万円ですが、そのうち国からの補助金収入は前年度からの繰り越しを入れても 5 億 475 万 6 千円しかありません。しかも老朽管路の更新事業にしか補助金が出ていない状況です。

現在の国の補助金事業は、採択条件が厳しく活用できなかつたり、新しい水道法一部改正案においても広域化が条件になっているなど、国のねらう「基盤強化」へ誘導する内容となっています。また「資本単価いくら以上」など料金設定での縛りもありますから、補助金事業に手上げしようと思っても、採択条件の段階であきらめざるを得ない状況があると思います。質問です。

・国の責務を果たさせるためにも、広域化や PPP/PFI (官民連携、民間資本主導) を要件とせず、それぞれの地域や事業体の条件に即した基盤強化につながる補助金事業メニューや要件緩和を本市として求めていくべきではないでしょうか。

一方で国からの財政的支援や事業採択ができたとしても、それを実施する職員が不足している。技術者、とりわけ土木職が採用できないという問題がありま

す。本市水道局においても、平成30年度の正規採用も2名欠員の状況です。

業務委託、包括委託などの官民連携を進めるなかでも、国は「モニタリング、すなわち委託の評価の体制を強化」と言っています。しかし、行政の側が委託にした業務を経験したことのない職員で、果たして正確な評価ができるのでしょうか。結局は民間事業者いいなりにならざるをえないのではないのでしょうか。

また人員不足は、災害危機対応で各地の震災や災害への派遣、支援の際にも支障をきたします。国は東日本大震災での応援体制が十分であったかどうかの検証を行いました。平成27年4月17日の衆議院国土交通委員会の議事録を見ますと、「初動体制や応援の受け入れ体制が確保できる水道事業者は、速やかな復旧で断水期間が短い。一方、被害状況・漏水調査や復旧計画策定人員の不足した事業体においては遅れた要因になった」と報告されています。つまり、支援を受け入れる側の体制が復旧の速さに影響していると述べています。

今回の北海道胆振東部地震にもみられるように、未曾有の大災害が相次ぐなかで、それぞれの施設や設備の建設、修理、日常管理から運営に精通しているプロの水道職員を継続的に確保していくことが重要であると考えます。質問です。

・今後も水道は公共部門として維持し、必要な人員体制を維持・充実した上で、蓄積された知識・経験の継承・発展をはかるための計画的な人員配置を行うべきと考えますが、どうでしょうか。

【再質問】

市水道局では職員の採用について、平成20年4月採用までは市長部局による一括採用をしていましたが、平成21年4月採用からは水道局の独自採用に切り替えています。その最大の理由は、配置される職員がコロコロ変わっては、「技術の継承」がうまくいかないからとのことでした。現場で10年20年という長い時間をかけて職員を育成し、技術を引き継いでいかなければならないことは過去の経験からもはっきりしています。

平成30年4月1日現在、市水道局の職員は再任用を除くと316名おり、うち技術職は225名ですが、40代50代の職員の割合が全体の63%に及びます。技術職では、40歳以下の層はすでに委託されている業務の直営経験が少なく、かつ絶対数が少ないという問題があります。

再度お聞きします。

・技術継承のためにも、今後計画的に職員を増やしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、下水道事業におけるコンセッション方式の導入について伺います。コンセッション方式とは、施設の所有権を自治体に残したまま、運営を民間事業者に長期間ゆだねる事業方式のことです。

静岡県浜松市では、今年の4月から市の下水道処理場の一部である西遠浄化センターにおいてコンセッション方式を導入しています。議会での十分な審議もされず、市民の理解も合意も極めて不十分なまま事業化されたため、住民による反対運動が起きています。

このコンセッション方式を導入する目的として、浜松市は事業の効率化、すなわちコスト削減、民間活力を活かした適正な運営をあげていますが、その目的が達成されるのかという点で、コンセッション方式には多くの疑問があります。

第一の問題として、コンセッション化によって、事業の効率化が図られ、コスト削減ができるのかどうかです。競争原理によって、コスト削減が図られるとありますが、浜松市では事業者の応募がわずか2者であったように、この事業の受け入れ体制の成熟度はきわめて低く、競争性は発揮できていません。また、コンセッション方式は一定期間ごとに事業者を選定するので、競争性が確保できるとされていますが、20年間の長期契約により、事実上の一者独占体制となり、いわゆる競争原理が働きにくく、その効果は期待できません。コンセッション化により、電気や機械設備等の一括契約でスケールメリットを生かしてコスト削減を図るとしていますが、その効果も期待できません。なぜなら、下水道の施設は、常時運転をしている設備であり、その改築工事は、計画的に年度ごとに区分けして行われる業務で、スケールメリット効果は不可能だからです。

第二の問題は、民間活力の導入によって、適正な運営が期待できるのかどうかです。浜松市のコンセッション方式による事業を請け負う特別目的会社であるSPCの義務事業のうち、改築をのぞいた主要なものは、経営、運転、修繕業務であり、その事業費総額は約214億円が想定されています。民間活力の導入、創意工夫により効率化をはかるとされていますが、下水道の処理事業は定型的な要素が強い事業であり、コスト削減にはおのずから限界があります。

質問です。

・下水道事業のコスト削減には限界があるなかで、事業の運営権者である民間企業は利益を追求せざるをえなく、人件費の削減、非正規労働者の多用、労働条件の悪化が進み、事業存続のために不可欠な技術継承に深刻な問題が生じると考えますが、どうでしょうか。

そもそも、上下水道事業の発展過程においては、日本は民間企業と協力しながら世界に誇れる上下水道技術を築いてきました。しかしながら、今日の委託・請負労働者は劣悪な労働条件で働き、労働災害も増えています。

国土交通省は昨年度、下水道工事における重大事故が過去5年で最悪のペースで発生しているとして「非常事態宣言」をだし、安全管理徹底を通知しており、本市においても、下水道事業における職員確保と技術継承は待ったなしの課題です。

下水道事業の運営が市から民間事業者に移ると、企業ですから事業所税や法人税の納税も必要となり経営を圧迫します。質問です。

・運営を請け負う SPC（特別目的会社）は、株主配当や事業所税・法人税などの課税が経営を圧迫し、下水道料金の引上げ圧力が強まると考えますが、どうでしょうか。

地方公営企業には公共の福祉増進の努力をおこなう責務がありますが、民間企業の市場参入の動機は利益です。今でも高すぎる新潟市の下水道料金がコンセッション方式の導入によりさらに引き上げられることが懸念されます。

浜松市での下水道事業におけるコンセッション方式導入に関する委託契約の中身を見ると、契約書全体は、本文だけで102条43ページ、この他に添付別紙が37ページ、合計80ページという膨大なものです。

20年以上もの長期間にわたり、行政と運営権者との関係を規律する、膨大な条項を含む契約を適切に締結し、交渉する経験を持ち合わせた職員が必要となります。また、實際上、災害の発生や気候の変動、材料経費や下水道事業運営に関する技術革新の動向などは、予測することがそもそも不可能です。このように、予測する根拠も乏しい将来を想定し、負担やリスクについて定める契約は、自治体と市民にとってメリットはありません。そこで伺います。

・ひとたび契約に入ると特定の事業者が長期間にわたり利益を独占する危険性があるコンセッション方式を選択することは、住民や行政の側にとって、困難ばかり多くメリットは乏しいと考えますが、市の認識を伺います。

最後に、国家戦略特区に指定され、4年たった本市の農業特区についてあらためて質問したいと思います。

今年の6月議会文教経済常任委員会の協議会において、ニューフードバレー特区課から、平成29年度国家戦略特別区域の評価について説明が行われました。これは平成30年5月30日に行われた国家戦略特別区域会議の資料となったものです。農業法人経営多角化等促進事業では、この間ローソンやセブンイレブンなどの大手企業など合計9社が農業参入を果たしていますが、国による認定事業の評価であるにもかかわらず、これら9社9事業全体の売上高がこの間どのようになっているのか、資料には一切記載がありませんでした。新潟市の事業である農業特区の評価をするのに当然必要なデータですから、資料請求しましたが、「国が公表していないからわからない」とのことでした。

農業法人経営多角化等促進事業の雇用面における成果では、平成28年度の雇用者数は65名。平成29年度は76名ということで11名しか増えていません。協議会報告では、9法人各事業所における雇用者の人数の内訳も増減も公表されず、地元の間が何人雇われたのかも明らかになりませんでした。

特区の目的は農業の生産性向上といいながら、売上高の推移のデータもとらない、出さない、地元からの雇用数もわからない。これでは新潟市で農業特区がどうなっているのか、市民には全くわからないと思います。私は国家戦略特区という制度自体が徹底して政府主導のトップダウン方式で進められており、地方議会や市民には必要な情報すら公開されないことは大きな問題だと考えます。質問です。

・農業特区は本市の事業であるにも関わらず、評価に必要な情報が議会で公開されません。新潟市として国家戦略特区制度に今後どのように関わっていくのか検証するために、評価に必要なデータは議会や市民に全て公開すべきと考えますが、どうでしょうか。

特区制度は、農家を含めた民間事業者が自由に経済活動を行うということで、市としてニューフードバレー特区課という課をつくり、職員配置しているわけですから、当然特区事業が指定から4年たってどのようになっているのか、データとして情報公開すべきと考えます。

内閣府に設置される「国家戦略特別区域諮問会議」は、首相が指定する国務大臣や首相が任命する財界人らのメンバーで構成され、規制緩和を実行するため、きわめて強い権限が与えられています。

この国家戦略特区諮問会議の下には国家戦略特区ワーキンググループが置か

れ、さらに新潟市、東京圏、関西圏などの指定区域にそれぞれ区域会議が置かれます。区域会議のメンバーは固定されておらず、国家戦略特別区域法第7条、国家戦略特別区域法施行令で定められた手続きでメンバーを構成することになっています。具体的には指定区域の自治体の長が基本になりますが、同法7条に「国家戦略特別区域会議が作成しようとする区域計画又は認定区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者」も構成員とすることができるとなっています。愛媛県今治市での獣医学部新設をめぐって、加計学園への利益供与疑惑が大問題となっていますが、2017年1月20日に行われた国家戦略特別区域会議合同会議では、加計学園の加計孝太郎理事長が、理事長自らが「区域会議構成員」として参加していた事実が明らかになっています。これは、つまり、審査検討する会議に、審査される側が参加していたこととなります。加計学園が運営する岡山理科大学の獣医学部開設にあたって、愛媛県今治市が市内の16.8ヘクタール、評価額36億7500万円の土地を無償で譲渡し、新学部の総工費192億円に対し、今治市は36億7500万円の土地の無償譲渡と上限64億円の施設整備補助を決め、県にも財政支援を要請しました。いずれも原資は国民の税金です。

国家戦略特区という制度は、規制緩和によって実際的な利益が事業者に発生します。さらに、区域計画の検討・実施に「密接な関係を持つ者」が区域会議の構成員となれるわけですから、そもそも制度自体が利権を生みやすい構造をもっています。質問です。

・区域会議のメンバーに利害関係に直接かかわる事業者は加えるべきでないと考えますが、どうでしょうか。

政府主導のトップダウン方式で進められる国家戦略特区は、制度自体に住民自治が介在する余地がなく、企業に利権を生みやすい構造的欠陥があります。そして国家戦略特区は「産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する」ことを目的としているように、そもそも国民生活のほうを向いておらず企業のための制度です。ですから国家戦略特区による規制緩和が国民生活にとって困難をとまなうのであれば、制度の廃止も含めて、国に制度改善の要望を求めていくべきだと申し上げて私の質問を終わります。